

保険の対象となる方(被保険者)について

1. 「保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1」としてご加入いただける方

① 一般社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンター(略称：全福センター)の会員	
② ①の方のご家族	配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟
	①の方と同居されているご親族・使用人の方

※保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1について年齢*2等の加入条件がある補償があります。詳細は「補償ラインナップ(基本補償)」の各ページをご確認ください。

*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。

*2 団体契約の始期日時時点の年齢をいいます。

【保険の対象となる方(被保険者)ご本人*1の年齢*2条件】

補償の種類		年齢*2条件	
所得補償		満15歳以上	
医療補償		満5歳以上満89歳以下	
がん補償			
介護補償	年金払介護	満40歳以上満79歳以下*3	
	一時金払介護	公的介護保険連動型	満40歳以上満84歳以下
		独自基準追加型	満5歳以上満84歳以下

*1 「保険の対象となる方(被保険者)」欄にお名前を記載された方をいいます。

*2 団体保険期間の始期日時時点の年齢をいいます。

*3 更新契約の場合は、更新時の保険の対象となる方ご本人*1の年齢*2が満84歳以下とします。

法人を加入者(被保険者を役員・従業員)とすることもできます。

保険料法人負担・従業員全員加入の場合、福利厚生費として損金処理が可能です。

※被保険者とする従業員は全福センターの会員である必要があります。